



平成30年9月11日  
国土交通省東北運輸局

## 秋田交通圏のタクシー運賃改定「必要」と判断

### ～タクシー運賃改定を行います～

平成30年5月から8月にかけて、秋田交通圏における法人タクシー事業者の保有する車両数の7割以上の事業者からタクシー運賃改定要請があったことを受け、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判定しましたのでお知らせいたします。

運賃改定要否の検討にあたって、運賃改定要請を行った事業者の中から、標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（平成29年度）の収入及び原価などにより収支率を算定した結果、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判定したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、平成31年1月21日（標準処理期間5ヶ月）を目途に新運賃の公表を行ってまいります。

#### 記

#### 1. 運賃改定要請受付期間

平成30年5月22日～平成30年8月21日

#### 2. 運賃改定要請状況

- (1) 要請事業者数11者（地区法人事業者数15者）
- (2) 要請事業者車両数520両（地区法人車両数592両）
- (3) 要請率87.8%

#### 3. 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃を一部抜粋）

(1) 初乗運賃普通車1.0km～1.5km 500円～700円  
※現行上限運賃 中型車1.5km 730円  
小型車1.5km 710円

(2) 加算運賃普通車242m～287m 100円～110円  
※現行上限運賃 中型車233m 100円  
小型車292m 100円

(3) 中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化  
※車種区分の変更については、運賃改定手続きの中で実施するか否かを判断します。



東北運輸局マスコット  
“とうほくろ”

#### 《問い合わせ先》

東北運輸局自動車交通部旅客第二課 日脇・林  
TEL 022-791-7530